

報告 新型コロナウイルス感染症対策について

1 市内発生状況（6月29日時点）

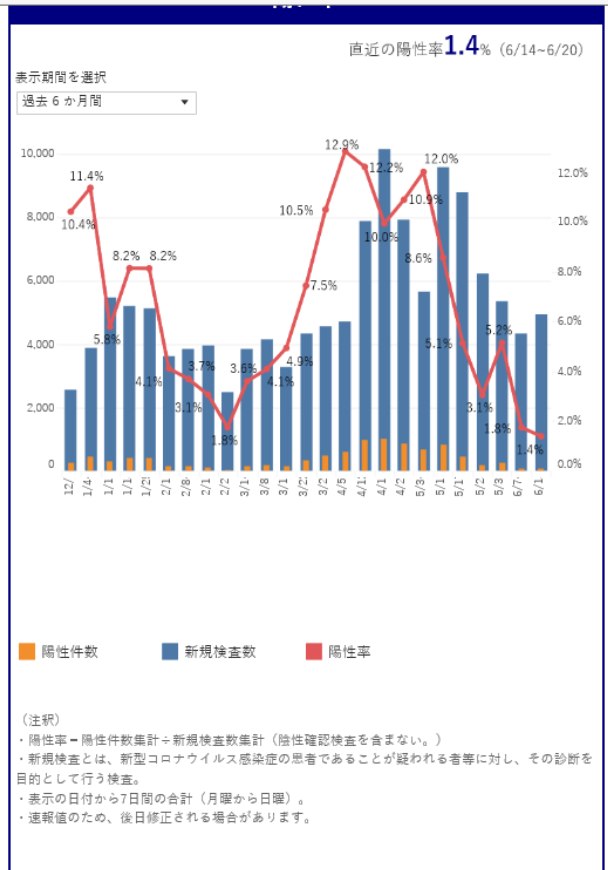
(1) 新規感染者数 9 人、入院者数 81 人、宿泊療養施設入所者数 11 人、自宅療養者数 21 人、死者数 558 人（累計）

| | |
|----------|---------|
| 患者発生総数 | 15,336人 |
| 神戸市在住者 | 14,653人 |
| 入院 | 81人 |
| 中等症以下 | 75人 |
| 重症 | 6人 |
| 宿泊療養施設 | 11人 |
| 自宅療養 | 21人 |
| 入院調整中 | 20人 |
| 死亡 | 558人 |
| 治療（退院など） | 13,962人 |

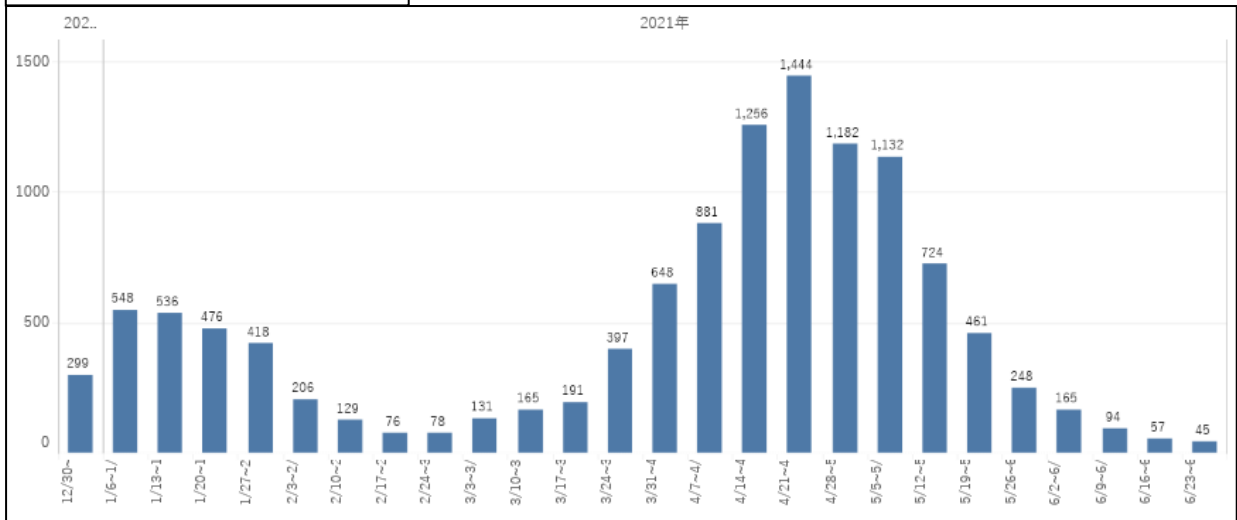
▼宿泊療養施設の入所状況

ニチイ学館宿泊棟11人(12人)、東横INN市役所前0人(0人)、東横INN三ノ宮0人(0人)
※括弧内は市外在住者を含む

(注釈)
・「患者発生総数」は、神戸市発表分で速報・調査中の患者も含みます。
・「入院」には市外のコロナ受入病院の患者も含みます。
・「治療（退院等）」とは、厚生労働省が定める退院基準・解除基準を満たした人（他疾患で入院中の人を含む）。
・速報値のため後日修正される場合があります。
・再陽性等を含みます。



新規感染者数の推移（週別）

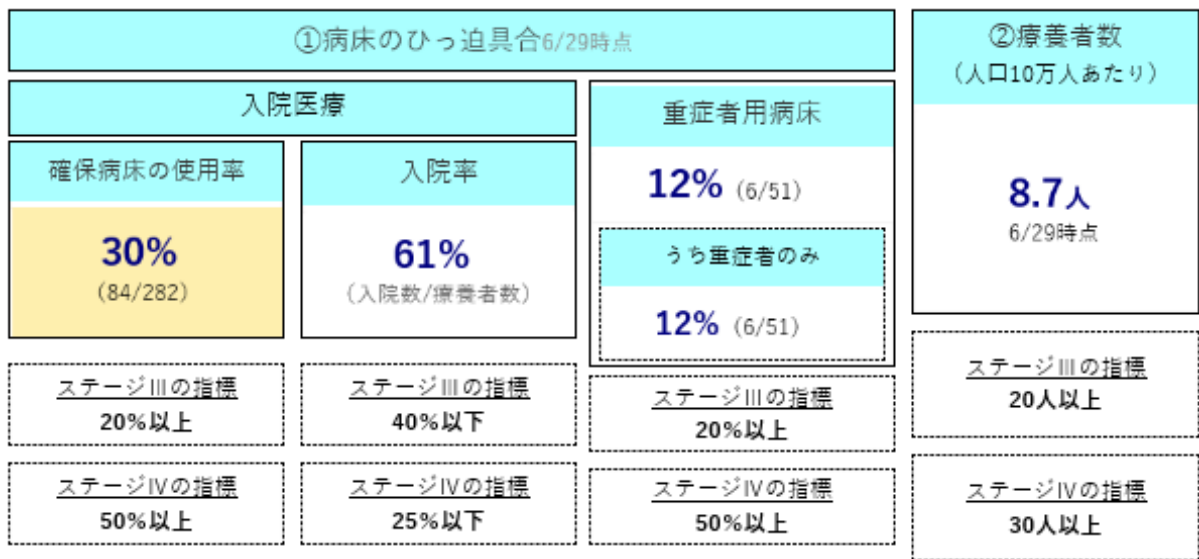


| 1週間ごとの発表数 | | | | | | | | |
|-----------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|------|
| | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 総計 |
| 6/23~6/29 | 7件 | 11件 | 5件 | 19件 | 10件 | 0件 | 9件 | 61件 |
| 6/16~6/22 | 13件 | 9件 | 13件 | 8件 | 5件 | 6件 | 7件 | 61件 |
| 6/9~6/15 | 19件 | 19件 | 17件 | 15件 | 8件 | 8件 | 16件 | 102件 |
| 6/2~6/8 | 41件 | 28件 | 33件 | 32件 | 15件 | 9件 | 24件 | 182件 |
| 5/26~6/1 | 50件 | 49件 | 29件 | 37件 | 30件 | 16件 | 53件 | 264件 |
| 5/19~5/25 | 83件 | 49件 | 81件 | 130件 | 40件 | 38件 | 65件 | 486件 |

(注釈)
・発表日基準で集計。

政府が示す感染状況ステージの指標と神戸市の状況

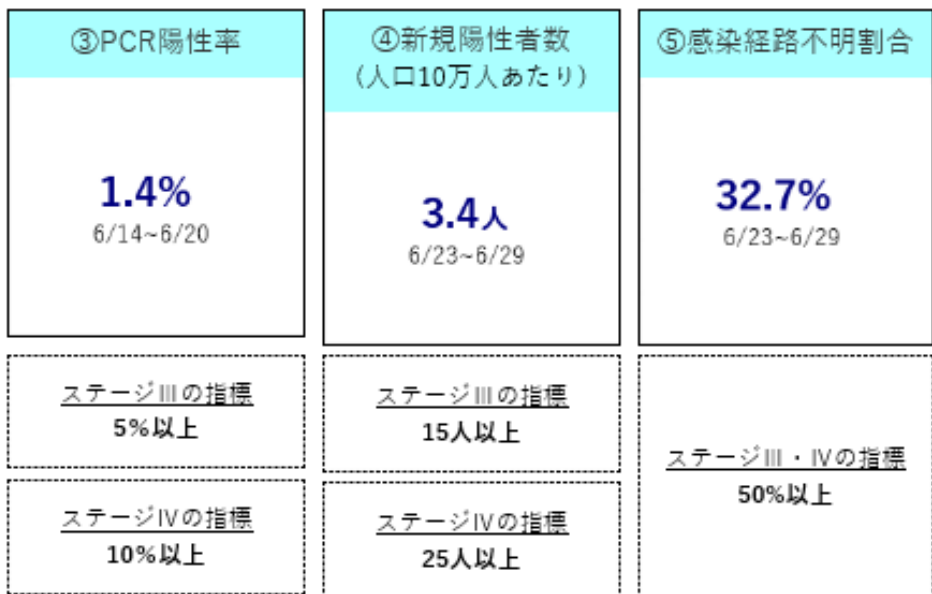
医療提供体制等の負荷



ステージIIIの基準に達している。

ステージIVの基準に達している。

感染の状況



2 国・県の直近の主な動向

(1) 国の直近の動向

- ・ 4月1日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第59回）
まん延防止等重点措置の実施（3府県）
対象区域：宮城県、大阪府、兵庫県
期間：4月5日から5月5日まで
- ・ 4月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第60回）
まん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更（6都府県）
対象区域：宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県
期間：4月5日から5月5日まで（東京都のみ11日まで）
- ・ 4月16日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第61回）
まん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更（10都府県）
対象区域：宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府
大阪府、兵庫県、沖縄県
期間：4月5日から5月5日まで
（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県のみ11日まで）
- ・ 4月23日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第62回）
緊急事態宣言の発出（4都府県）
対象区域：東京都、京都府、大阪府、兵庫県
期間：4月25日から5月11日まで
- ・ 5月7日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第63回）
緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（6都府県）
対象区域：東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
期間延長：4月25日から5月31日まで
- ・ 5月14日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第64回）
緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（9都道府県）
対象区域：北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県
広島県、福岡県
- ・ 5月21日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第66回）
緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（10都道府県）
期間延長：4月25日から5月31日まで（沖縄県のみ6月20日まで）
対象区域：北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県
広島県、福岡県、沖縄県
- ・ 5月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第67回）
緊急事態宣言の期間延長
期間延長：4月25日から6月20日まで
対象区域：北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県
広島県、福岡県、沖縄県
- ・ 6月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第68回）
まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

期間延長：4月20日から6月20日まで

(岐阜県、三重県は5月9日から6月20日まで)

対象区域：埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県

- ・6月17日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第69回）

- ・緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

期間延長：5月23日から7月11日まで

対象区域：沖縄県

- ・まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示

期間延長：6月21日から7月11日まで

(埼玉県、千葉県、神奈川県は4月20日から7月11日まで)

対象区域：北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

(2) 県の直近の動向

- ・4月1日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第42回）
※政府に対してまん延防止等重点措置の実施を要請
- ・4月2日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第43回）
- ・4月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第44回）
- ・4月15日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第45回）
- ・4月21日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第46回）
※京都府及び大阪府と連携し、政府に対して緊急事態宣言の発出を要請
- ・4月23日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第47回）
※まん延防止措置から緊急事態措置への移行対策
- ・4月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第48回）
※ゴールデンウィークの対策
- ・5月6日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第49回）
※緊急事態措置の期間延長要請
- ・5月7日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第50回）
※緊急事態措置の期間延長に伴う対策
- ・5月12日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第51回）
- ・5月26日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第52回）
※緊急事態措置の再延長要請
- ・5月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第53回）
- ・6月16日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第54回）
- ・6月17日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第55回）
緊急事態宣言解除後の対策

(3) 関西広域連合の直近の動向

- ・4月22日 第17回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- ・5月27日 第18回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- ・ 6月11日 第19回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- ・ 6月26日 第20回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議

3 本市の体制

- ・ 4月1日 神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議（第20回）
 - ・ 令和3年度 神戸市の対応方針（第1弾）を決定
- ・ 4月5日 令和3年度 神戸市の対応方針（第1弾-改定-）を決定
 - ・ まん延防止等重点措置を実施すべき区域に、兵庫県を含む3府県が指定され、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の阪神間4市が対象地域に指定
- ・ 4月24日 神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議（第21回）
 - ・ 令和3年度 神戸市の対応方針（第2弾）を決定
- ・ 5月10日 神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議（第22回）
 - ・ 令和3年度 神戸市の対応方針（第2弾-改定-）決定
- ・ 5月31日 令和3年度 神戸市の対応方針（第2弾-改定-）を決定
 - ・ 緊急事態措置を実施すべき期間が6月20日まで延長
- ・ 6月18日 神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議（第23回）
 - ・ 令和3年度 神戸市の対応方針（第3弾）を決定
 - ・ 緊急事態措置を実施すべき区域から9都道府県が除外され、兵庫県においてはまん延防止等重点措置を実施すべき区域に移行し、神戸市を含む県内15市町が対象地域に指定

4. 本市における感染拡大防止の取り組み

本市の対応方針（第3弾）等に基づく主な取り組み

（1）医療提供体制の確保

- ・ コロナ受入病床については、282床（うち重症病床51床）を確保。（6月22日～）
- ・ コロナ治癒後の転院受入可能病院（73病院）を確保し、3次救急医療機関からの隔離解除基準を満たした重症患者の転院受入れ医療機関への支援として、1人1日あたり25,000円を補助。
- ・ 熱中症予防の啓発を実施し、熱中症による救急搬送や病床運営体制の圧迫を防止。
- ・ 新型コロナウイルスが疑われる場合の相談・診療体制のために、神戸市医師会と連携の上、診療を行う医療機関（診療所・病院）を確保（6月14日現在248医療機関）し、市民が適切に相談・診療を受けることができる体制を確保。

（2）検査の実施体制等

- ・ 市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大1,300検体のPCR検査体制を確保。

- ・医療機関、福祉施設、学校園等において、感染拡大防止の観点から、積極的にPCR検査を行える体制を構築。
- ・特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対してPCR検査を実施（令和2年11月25日～）。
- ・高齢者・障害児・者入所施設において、陽性患者が発生した場合、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対してPCR検査を実施（令和2年12月1日～）。
- ・地域クラスターに拡大する可能性をより早期に積極的に防止していくため、酒類を提供する飲食店に対するPCR検査を実施（令和2年8月20日～）。

（3）積極的疫学調査等の実施

再度の感染拡大を未然に防ぐため、患者、同居家族、高齢者・障害者施設を対象に積極的疫学調査を実施するとともに、自宅療養者の健康管理を行う。また、高齢者・障害者施設では、感染拡大・患者の重症化を起こしやすいため、引き続きクラスター対策を強化する。

（4）変異株への対応

- ・感染力の増加や免疫効果の低下に影響する懸念があるといわれている変異株について、保健所による積極的な検体収集、健康科学研究所における高度なゲノム解析を実施し、早期発見・早期対応による感染拡大・クラスター防止を強化する。
- ・変異株の状況について、市民に正確な情報発信を行う。

（5）ワクチン接種促進

- ・接種券の発送については、4月19日から75歳以上の方、5月17日からは65歳以上75歳未満の方、6月11日から65歳未満の接種対象の市民に順次発送。
- ・接種については、次の接種会場で実施。
 - 集団接種会場：市内13か所
 - 個別接種会場：病院・診療所等約800機関
 - 大規模接種会場：ハーバーランドセンタービル・ノエビアスタジアム神戸
- ※6月22日からは集団接種会場を新たに5か所増設、必要な人材（医師・看護師・薬剤師）を公募により確保する。
- ・できる限り迅速に神戸市民へのワクチン接種が進むように全市を挙げて取り組む。

【接種の状況】（令和3年6月28日までに報告があった接種実績）

接種率：1回目 29.5%（448,528回／1,522,860）
 （兵庫県：17.7%、全国：17.5%）
 2回目 13.6%（207,156回／1,522,860）
 （兵庫県：6.2%、全国：7.1%）

（6）感染拡大防止の取組み

① 市民広報

- ・神戸市公式YouTubeチャンネルで「今、できることを～自分からできるコロナ対策を考え

- る」というテーマで医療従事者・大学生・地域からのメッセージ動画を配信。
- ・感染症の知識や正しい行動、ワクチンの効果・安全性についての普及啓発動画を作成し、市ホームページやワクチン集団接種会場、YouTube 等を通じて配信を開始。
(5月10日から)
 - ・新型コロナウイルスの恐ろしさを正しく理解してもらい、感染防止対策の徹底、リスクの高い行動の自粛を強く呼びかけるため、感染患者の実体験談をホームページで音声配信。
(6月1日から)
 - ・感染拡大防止の呼びかけとして、ひょうご防災ネット・Yahoo 防災アプリによる配信で呼びかけ (令和3年6月25日現在 計36回)。
 - ・市ホームページ、SNS、広報紙こうべ、デジタルサイネージの活用等により、新型コロナウイルス感染症対策に関する市政情報を発信。
- ② 事業者・事業所への呼びかけ
「基本的な感染防止対策の徹底」「外出・移動自粛の要請」「出勤削減・テレワーク等の取り組み」等を依頼 (3月2日、4月1日、4月25日、5月10日、6月21日に発出)。
- ③ ドローンを活用した広報
・令和3年4月23日16時～16時20分 (生田神社会館屋上)
・令和3年4月30日15時・16時 (各20分程度) (神戸国際会館屋上から)
- ④ 緊急事態宣言期間中において、各区役所の広報車や、消防車両等を活用し、各区の主要駅や繁華街を中心に巡回実施。
- ⑤ 港湾局・建設局による主要駅や公園、須磨海岸、メリケンパーク等での野外飲酒グループへの注意喚起。
- ⑥ 繁華街向けに市内7か所の防災行政無線による広報 (住吉・三ノ宮・元町・神戸・兵庫・新長田・垂水) を毎週末17時に実施。
- ⑦ ワクチン接種に関する広報
ワクチン予約・接種が円滑に進むよう、広報車や、防災行政無線、ドローンを活用した広報を実施。
- ⑧ 再度の感染拡大を防ぐため、感染症神戸モデル (保健所による平時からの施設への感染対策指導などの取組み) を強化して、各保健センターに保健師を1名増員し、指導体制を強化し、施設訪問・研修などによる感染対策指導を徹底し、感染拡大・クラスター化防止を強化。

(7) 市立学校園

- ・引き続き感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。
- ・感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒等に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンライン授業等を実施。
- ・児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き続き徹底。
- ・感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機やPCR 検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止。

(8) 保育所・学童保育施設

- ・感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続
- ・感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機やPCR検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止。

(9) 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡する。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の使用量を確保。
- ③面会についてはオンライン面会等を活用し、原則、直接面会については、緊急の場合を除き中止。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底する。
- ④原則、利用者の外泊、外出を自粛する。
- ⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等を徹底する。

特に、訪問・通所系サービスの提供にあっては、必要不可欠なサービスの継続を維持しつつ、感染拡大を防止するため、サービス提供の必要性を十分考慮。

また、高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的なPCR検査については、ワクチン接種が進捗するまでの間は継続実施し、感染拡大・クラスター防止対策の強化を図る。

(10) 経済対策について

- ・市内事業者を幅広く支援するため、各種支援策に取り組み、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を国・県に求めていく。
- ・現在実施中の各種支援策については関係機関との連携を一層強化し、速やかな支給手続きに努める。

(主な支援施策)

①家賃負担軽減緊急一時金（家賃サポート緊急一時金）

<対象事業者>

一時支援金（国の支援策）や県の協力金を受給し、かつ事業に供する建物（店舗、事務所、工場、作業場、倉庫等）を市内に賃借している事業者

※補助対象者を拡大し、申請期限を延長

②事業所税減免制度

<対象事業者>

緊急事態宣言の発令に伴う飲食店の時短営業や外出自粛要請により、売り上げが大幅に減少した中小事業者（資本金1億円以下の法人等）

(11) 市有施設等の対応

- ・ 6月21日から7月11日までの間、次のとおり対応する。
- ・ 市有施設は、原則、20時までの開館とし、兵庫県の対処方針に沿って対応する。
- ・ 自然の家等の野外活動施設、王子動物園は再開。
- ・ 都市公園等については、園内での飲酒は禁止。（飲食店内を除く。）
- ・ 神戸文化ホール、神戸国際会議場及び神戸国際展示場等のイベント関連施設については開館時間を21時までとし、入場整理や感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど必要な措置を講じた上で開館。

(12) イベント等の対応

- ・ 6月21日から7月11日までの間、次のとおり対応する。
- ・ 市内におけるイベント等について、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底するなど必要な措置を講じたうえで、21時までに終了するとともに、兵庫県の対処方針に沿って対応する。
- ・ 人数上限5,000人、かつ、大声での歓声を伴わない場合は収容率50%以内、大声がないことを前提とする場合は収容定員の100%以内。
- ・ 主催者に対して、参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、開催要件や感染防止対策等について、必ず兵庫県に事前に相談を求める。

(13) 市営地下鉄・市バスの減便

- ・ 市営地下鉄及び市バスの減便については、当面の間継続。

(14) 庁内勤務体制

- ・ ワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるために万全の体制を確保する必要があるため、緊急性の低い業務は当面の間見合わせるなど業務執行体制の構築に努め、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策への応援体制の確保を最優先とする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、引き続き、在宅勤務の活用により出勤者の削減に最大限取り組むとともに、在宅勤務の利用が困難な場合においては、フレックスタイム制等の活用により接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

(15) 備蓄物資の確保等

- ・ 感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかけ。
- ・ 災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。